

# 中村敬宇における「学者」の本分論——幕末の昌平塾をめぐって——

李セボン

## 1 はじめに

中村敬宇（一八三三—一八九二）の維新以前の時代、すなわち昌平坂学問所（以下、昌平塾）における約二十年間は、従来、明治「啓蒙」思想家の前史として一括りにされ、儒者でありながら洋学を受容した点を中心に論じられてきた傾向がある。その際、当該時期に書かれた多くの学政改革や外交・軍事問題に関する論策については、詳細な検討を欠いたまま、その「折衷的」な學問的性向を指摘するに止まることが多かつた。<sup>①</sup>

こうした傾向は、朱子学を「正学」とする公儀直轄の

「学問所」の儒者だったにも拘わらず、陽明学や法家思想の良さをも認める彼の態度が、やがて西洋学問・「啓蒙」思想を本格的に受容する基盤となつた、という図式で敬宇の思想を捉えたものである。更に言えば、それは、西洋的な「近代」を普遍の基準とし、それとの距離をもつて歴史に対する評価を下そうとした流れに与する所が大きく、明治維新を起点に「近代化」が始まるとするナラティヴの一環であると言えよう。近年の日本思想史研究が、こうした視点から離れつつあるとは言え、敬宇の研究は依然として「啓蒙」思想家という像に捕われ続けているように見受けられる。

本稿は、以上のような観点とは別の角度から、維新以前

の敬宇の思想に照明を当てる。彼が当該時期に論じた主題

の多くは時務策の類であった。一見、それらの文章は、「系統的なあるいは論理的に一貫した徹底的な思考に乏し<sup>(2)</sup>」いかも知れない。しかし、昌平黌儒者といふ敬宇のアイデンティティを中心に、彼の文章を改めて読み直すならば、むしろ、そこには見事な論理的一貫性が備わつていたことが明らかになる。そこで、本稿では、当代社会における〈昌平黌〉という場所が持つ意義と、〈儒者〉という学問的・思想的なディシプリンという二つの軸をもつて、維新以前の敬宇の思想について考察を進める。その際、敬宇が昌平黌に入学した嘉永元（一八四八）年より渡英する慶応二年までを、〈昌平黌時代〉という一つの時代として取り扱う。

## 2 「人心洶洶」の時代における「学校」の役割 ——「振学政策」

寛政期に始まつた昌平黌における吟味制度により、限定的ではあるものの、公儀の直参には「文学」による出世の道が開かれた。昌平黌の隆盛は、諸藩における藩校設立をも促した側面を有し、藩政の運営においても個人の学問的能力をも役人の資質として評価する傾向が現れ、結果として武士層全般における学問的地位は以前より確実に高まつ

ていった。

その延長線上で、ペリー来航以降、国内外に新たな問題が陸続する中、公儀は安政年間を通じて洋学所（後の蕃書調所）や講武所の設置などの改革を進めた<sup>(3)</sup>。こうした制度的な整備と共に、それを支えられる有能な人材の採用は、公儀にとって喫緊の課題であった。当然、役人の養成と密接に関わる教育機関であつた昌平黌の役割は、その重要度を増してゆく。嘉永元（一八四八）年、敬宇は直参のみを対象とする寄宿寮に入り、安政二（一八五五）年には教授方出役に、文久二（一八六二）年には御儒者を命ぜられた。慶応二（一八六六）年秋にイギリス留学のため日本を離れるまで、彼は幕末の昌平黌及びその周辺の変革の真っ只中にいたのである。

敬宇は、「人材」を育成する「教學」政策は、統治者（即ち公儀）が最も重んずべき領域であるとし、自らも「教學」を正すための論策を数多く残している。そして、それら学政改革に関する一連の論策は、「國の彊弱」は「人材の盛衰」によるが故に<sup>(4)</sup>、「人材」輩出のために必ず先ず「学校を興す」べきだとする主張で一貫していた。

学政改革に関する最も集約的な論策、「振学政策」<sup>(5)</sup>は、安政元（一八五四）年のものと推定される。この論策は、冒頭で「國勢」を盛んにするために「必ず先ず学校を興

す」ことが、古来「英主」の実行してきた策であつたといふ所から始まる。「学校」とは、「才俊」の養成と「風俗」の矯正とを担う「天下の本」であり、そもそも「才俊の士」無しに「天下の多事」は解決できない。彼の見る所、当時の「大臣」らは「戎虜」の攻撃に備え、「邊防之事」に気を取られ、「國勢」の盛衰を根本で左右する「学校の事」に関しては疎かになつてゐた。そこで敬宇は、「学校」を「修飾整理」するための方法として、六つの「則」を提言した。<sup>(6)</sup> 本稿では、その中でも、特に最初の二点を検討する。

最初の「則」は、「科挙の法、宜しく変すべし」が見出しへなつてゐる。従来の学問吟味（科挙）における三科目（「經義」「歴史」「文章」）の中、「經」と「史」の二科目を「和文」で行なつてきたが、これを「漢文」に改めるべきだという主張である。

然ども經史二科皆な和文を以て之れを為す、応挙者簡便なるものを越超し、読書に務めず、臨時に末注を検閲する所以なり。勿卒從事、是を以て得失を経ると雖も往々にして副墨無きの書を読むこと能はず。況や其の能く古言に通じ治道を明らかにするを望まんや。

（振学政策『敬宇文稿』卷二）

敬宇は、「和文」で試験を行うが故に、漢文の学習を疎か

にする弊害が生じると見ていた。つまり、試験準備のためには「応挙者」は「簡便」なものばかりを求めて、「読書」に努めない。その場凌ぎに「末注」を見てあわただしく事を済ませるために、学問吟味に及第した後も、返り点などのない書を読めない。ましてや「古言」に通じ「治道」を明らかにすることなど、到底期待できないのである。

蓋し我が邦人毎に文理を解すこと能はざるに苦しむ。況んや經國の方をや。苟も邦人をして文理を解し得せしめんと欲すれば、則ち其の文字を習作せしむるに若く莫し。夫れ既に文字を作るを解すれば、則ち文理從て釈す。則ち古今書を読むこと、勢ひ破竹の如し。直に聖賢の心をして洞すること日を視るが如く、經國の方瞭らかなること措掌の如くし、真才是に於て彬々と出づ（振学政策『敬宇文稿』卷二）

こうした現状は、古來、「我が邦人」が「漢土文字」の「文理」の理解に苦労してきたという根本的な問題に起因する。そこで、「文理」を理解する最良の方法として敬宇が提案するのは、その「文字」の「習作」であった。「習作」を通じて「古今の書」を「破竹」の如き勢いで読めるようになれば、ゆくゆくは「聖賢の心」と「經國の方」を会得した「真才」が「彬々」として現れるようになる。

学問吟味の改善案である本論策は、寄宿生及び直参の「通稽古人」のみを念頭に置いた提案である。若き敬字が、及第後の役人らの「漢文」理解の能力を目の当たりにして、考えた第一の急務だったかも知れない。しかし、「科挙」や「文理」の語が持つ元來の意義を考慮するならば、これを単なる実務的な側面で捉えてはならないだろう。

周知のように、儒学の經書は、漢文で書かれた、古の聖人賢人の言行の記録であり、そこには真理が示されているとされる。とりわけ朱子学では、經書を正確に理解することによって、人は誰でも聖人になれると考える。敬字も、「正学」を教える学校である昌平齋で学ぶ生徒なら漢文の読解能力を身に付けることが必須の要件であると考えた。しかも、彼はこの第一則の見出しにおいて、学問吟味を「科挙」と呼んでいる。公開の筆記試験によつて、官吏を実際に登用した同時期の清朝や朝鮮の科挙制とは違ひ、日本の官吏登用は世襲身分制に基づいたものであつた。寛政年間以降、学問吟味の実施が始まつたとは言え、試験による登用が行われたわけではなく、せいぜい昇進を早める程度の学問奨励策として試験は存在していた。しかし、敬字はここで堂々と「科挙」の語を選び、「文理」を正確に理解して「聖賢の心」と「経國の方」を得る段階にまで至るべきだと主張する。決して世襲身分制を超えた能力主義の

官僚制を唱えているわけではないが、あえて「科挙」という語彙を用いた所から、やはりある程度本氣で同時代の中国のような、科挙による官吏登用を理想的な統治システムとして描いていたことを意味しよう。そしてそれは、おそらく「儒学活況の時代」を迎えた幕末だったからこそ可能な提言であつた。

「正学」を教える教育機関に相応しいと見える以上の主張の次に挙げるのは、「六則」の中で最も長く、そして、一見、最も昌平齋と掛け離れた内容に見える、「洋学の禁宜しく除くべし」である。本項目は、まず、中国の代表的な歴史書である『史記』あるいは『漢書』などにおいて、予期せぬ「外夷」との「衝突」に備えて「外蕃の事」を「詳記」している点を指摘する。「洋学の禁」を解除すべき根拠を中国の古典に求めたのである。敬字の憂慮は、當時、「洋夷」が「陸梁」し「數ば我が辺を窺」つてゐるにも拘わらず、「洋学の禁」によつて「其の心未だ測り知る可らず」という無防備の状態にいることであつた。特に「天下の責を任ずる者」は、「忽卒の時」に備えて必ず「彼の形勢」に精通していなければならぬ。しかし、いずれその任務を担うはずの昌平齋の「儒生」の多くは、むしろ、「彼の形勢」には漠然たる誤解しか持たず、洋学者に対しても激しい拒絶反応を示していた。

然ども当今儒生卒多く外蕃を侮り、漠として度外に置き、是を以て彼の形勢に濛なること霧を隔てるが如くし、一たび洋文を読む者に遇へば、臂を攘つて怒り、曰く、彼は外夷を慕ふ者なり、と。（『振学政策』『敬宇文稿』卷二）

だが、こうした態度は、「儒」の本分に背くものである。殊に知らず、天地人三才に通する、之を儒と謂ふ。外蕃の事を諳んじ、外蕃の情を審らかにするは、皆な学者分内當に為すべきの事なり。（同前）

敬宇は、この約十年後、慶応二（一八六六）年の「留学奉願候存寄書付」でも同じく「通天地人謂之儒と往古より申伝へ候」と言い、元来、「本邦の学」と「支那の学」は、「外国の政化風俗を察しその語言學術を學」ぶことまでが「儒者」の「分内」に含まれると述べる。一貫して「通天地人謂之儒」という精神に深い共感を示す敬宇の態度は、あらゆる事物の「理」を窮め、解明し尽すこと、すなわち「格物致知」の実践的一面を表している。したがつて彼によれば、「儒者」であるにも拘わらずではなく、「儒者」だからこそ「洋文」を読むべきだったのである。

詰まる所、敬宇の考える望ましい學習の課程は、まず、「関洛の書」（引用者注：宋學の書）に親しみ、「学」の「本」を正す。その次に「史書」を読み進めて「学」の「変」に

通じ、その上で「洋書」を読んで更に學問の應用範囲を広げられるようとするというものであった。經書を中心的に理を窮め、歴史書を通じて歴史上の人物や事件の是非を見極めた上で、洋書に接し學問の實質的な効用を高めるというのは、既存の儒学的な修養法の延長線上に洋学を置いたことを意味した。<sup>12</sup> だが、おそらく當時、他の昌平齋關係者にとって昌平齋において「洋書」を読ませるという主張は、まだ容易に受容できる性格のものではなかつた。本論策中でこの項目の説明が最も詳細であるという事實自体が、そうした困難さと、それに直面した敬宇の切実さを物語つているのであろう。

### 3 「学者」の本分——その三つの論点

前節で見た「振学政策」を含め、昌平齋時代の敬宇の「学校を興す」ための政策の全ては、善き「人材」を得ることに收斂する。<sup>13</sup> 更に、同時期の多くの時務策を分析すれば、これらの主張は、以下のようないくつかの論点に分類できる。

①「学者」は「文」「武」を両道を修めるべきであるが、「文事」のみを「學問」だと思い込み、「武事」を軽視する風潮。

②「学者」が「実用」に対応できず、無用の存在に転落してしまった現状。

③「学者」が「時勢」を読み取れず、むやみに「洋学」を排撃している実情。

いずれの論点も、本来の在るべき「学者」あるいは「学者」の在り方から離れてしまつたところに問題があるという指摘である。無論、ここでいう「学」は儒学を意味する。同時に彼は、昌平黌の外の問題、とりわけ対外問題に直接関わる公儀の政策についても提言を行つた。以下では、上記の分類に従い、個々の論説を詳細に検討する。

### ① 「文事」と「武事」の兼備

「文事有るものは、必ず武備有り」<sup>15)</sup>といふ孔子の言葉を繰り返し引く敬宇にとって、文武のバランスは、「人材」の必須条件であり、後述する対外問題への関心とも深く結び付いていた。彼は、「振学政策」の第四則においても、昌平黌内に「講武所」を創設すべきだと主張し、生徒らが「文事」と「武事」の両方を修めることによって、「戦陣」を知る「儒」、「仁義」を知る「将」に育つような教育環境を作るべきだという発想の一端を示している。敬宇は、いざれ「天下の責に任ずる」はずである昌平黌の生徒らにおける、文武両道の修養の重要性を繰り返し強調した。

「文事」は「治国之才」へ、「武備」は「治兵之才」へと繋がる。つまり、統治の両軸である「内政」と「軍旅」の運用に必要な才能を育てるためには、一方のみの修養に止まつてはならない。そこで彼は、「論試場宜設孫吳一科」において、「文事」に偏りがちな昌平黌の教育課程の改善策として、学問吟味（試場）の科目に「孫子」と「呉子」の新設を提案する。

「烹飪」を作るには「水」と「火」が必要であるように、「国家」の運営においては、「治国」と「治兵」、両方の才能を要する。したがつて、昌平黌の「教学」課程における「武事」の比重を増やせねばならない。敬宇の主張には、こうした認識が働いていた。しかし、「治兵」について論じることのない儒家の「經典」のみで構成されたカリキュラムでは、「名將」は育たない。兵法書の科目を学問吟味に加えて、「武事」の知識をより体系的に習得させる必要がある理由はそこにあった。

夫れ軍旅征陣の事は、經典の中に散見すと雖も、而ども治兵の才 終に得て見る無きなり。何ぞや、上之の標的を立てざるを以てなり。故に愚以為らく、孫吳一科を設くるに若くは莫し。夫れ兵を用ふるの道は、孫吳に尽く。故に古より名将是の一書に熟せざる者莫し。

（論試場宜設孫吳一科）『敬宇文集』卷之三、九丁オ）

「軍旅征陣」の「標的」たるもの（＝「孫吳一科」）を確立することによって、受験者らの兵法研究を振るわせる狙いである。それによって「敵国」からの「倉卒」の襲来に備え、予め「将才」を育てられる。これこそ「方今之要務」なのであつた。

「武事」を重視する態度は、「論学弊疏」でも見られる。「論学弊疏」は、当時の「教学」を「古の教学」と比べ、その「弊」と対策を論じたものであつた。<sup>18</sup>ここで敬字は、「古」と違い、「文武一途に出」なくなつた現状を問題視する。「古」の学校では、「射御」と「六芸」を教え、「たび征戰有れば、人皆な兵を知り、すぐ戦に赴くことができた。しかし、今は「文」と「武」が「二途」より出るようになつた。それ故に、「武人」は「廉恥礼讓」を知らず、「儒者」は「武事」を「藐視」するようになり、「士氣の頽廃」を救えない段階に至つたと、敬字は嘆いた。<sup>19</sup>

周知のように、徳川政権は、基本的に軍事組織をもつて統治に臨んだ。それ故に、儒学的な理想と武士身分による統治との間には大きな落差が存在した。<sup>20</sup>だが、次第に治者身分である武士層にも儒学は浸透して行き、幕末の時点に至つて、儒学は確固たる地位を得るようになる。「御威光」に輝く公儀直轄の「学問所」にいた敬字が、学問における文武の均衡を主張する所には、徳川日本の儒学が置かれた

歴史的背景があった。彼は、具体的な職分としての「儒者」と「武人」とを明確に区別しつつも、決して儒者の「道」を離れず、武士としての義務を軽視することもなかつた。

昌平齋における「武事」の教育を主張した敬字は、昌平齋のみならず、公儀の对外政策及び軍備政策についても論議を残している。学校における「武事」の振作効果が、實際の国政に反映されるためには、そもそも「武備」の制度が整つていなければならなかつた。例えば、「昇平の久しき」により、「武事は廢弛」し、「方今兵の衰弱」の程は、まさにその「極み」に至つたという現状認識から、彼は「練兵」の問題を論じた。「兵」は数での勝負ではない。それ故に「精なるを貴と」し、何よりも「選択を精」にしなければならない。その上で、「将卒」を「互ひに相ひ熟識し、互ひに相親み信ぜし」めれば、「将」と「卒」が「一体」になる。「士卒」は、各自一つの「技芸を専ら」にするように訓練し、「其の技の精巧なること」を期すべきであつて、雑多に「衆技」を学ばせるのは「耳目」を「惑乱」させるのみである。そして、「殿最〔賞罰〕を課す」際は公正にし、「俸給を厚く」する。これらが「練兵」における要点であつた。

さらに、安政五（一八五八）年の「論理財下」の中で、<sup>22</sup>

敬宇は公儀に差し迫つてゐる「患ひ」として軍備の問題を挙げ、何故に「因循として振は」ないのかを問う。具体的には、「辺海の備へ」が設けられていない点、「軍備の制」の改革がなされていない点、そして、「堅艦巨船」が造られていない点、これら三つが問題であった。この三つの「患ひ」の根本的な原因として、「無益の費」による「財の不足」を指摘し、その解決策を論じる。また、同じ安政五年に書かれた論策では、当時の喫緊の課題として「北地を経理する」問題を挙げた。<sup>(24)</sup> これは当時の対外関係、特にロシアをめぐる諸外国の動きを読み取った上で、戦略的な「北地」管理の方法を説いたものである。そこで彼は「北地を経理する際の要として、「土地を開き、其の土人」に「戰鬪を教え、「軍士」のために「器械を庇えることを提案する。

敬宇の軍備・対外問題に関する指摘・提言は、同時代のいわゆる開明的な知識人・政治家のそれに照らしてみて特に新しいものではない。ただ、これら数々の提言が、彼が対外関係に常に深い関心を持つていた証拠であり、「本邦」のアイデンティティの一環として「威武」を明確に認めたが故の結果であるという点は踏まえて置くべきである。つまり、「文事」と「武事」の兼備の主張は、普遍的な孔子の教えと、「本邦」の歴史的な固有性との間の均衡という

側面をも有したのであつた。

## ②官吏としての「学者」——「実事」

「士」が、「虚文に務め、而して実用に疎く」なり、「当世の務」に通じる者がほとんどない現状。その原因は、「今や学校設くると雖も、而ども風俗淳ならず、生徒多きと雖も、而ども材俊」は出なくなり、「学校」の「用」が「徒に太平を粉飾するの具為るのみ」になつた所にあつた。<sup>(25)</sup>

既に触れた「論学弊疏」においても、敬宇は、「実事に務める人材が育たない」「今の教学」の「弊」を五つ列挙している。最も重大な問題は、「今の所謂学者」の、「实用」如何を顧みない学風それ自体であつた。彼の見る所、「今の所謂学者」は、徒に「性命」や「仁義」を談じ、或は「毫芒」のこと気に拘るばかりで、「实用」に関わる「錢穀財賦之事」になると「茫然」としてしまふ有様だつた。<sup>(26)</sup> 「学者」の前に「所謂」を付けている点から、敬宇の視線に潜む皮肉を読み取ることができよう。「古」の「儒」は「吏」であると同時に「師」であったが、「後世」になつて「治」と「教」が分離したため、「吏」と「師」の役割も区別されるようになり、両者の関係は、協力はおろか互いに非難するばかりの状態に至つた。そして、もはや「学校」の「盛衰」と「治化の隆替」とが連動しなくなつたのである。<sup>(27)</sup>

「振学政策」において「科挙」という語を用いていたことに加え、このように「学者」における「実事」への対処能力を重視している点は、敬字が、学問の目標として「八条目」における「治國平天下」の段階を目指していたことを明らかにするものである。官吏になるためにはまず正しい「学問」を身に付けねばならない、とする論理は、やはり彼が中国のような科挙による官吏登用モデルを目指すべき統治システムとして想定していたことを意味するものであろう。

「吏」になつた後の「学者」の在るべき姿は、元治元（一八六四）年の論説である「論親民之官宜得其人」によく示されている。

本論策では、「生産」の減少と「窮苦」の深刻化の原因を、「吏胥の姦」を除ける「親民の官」を得られない現状に求める。<sup>29</sup>ここでの「官」とは、「人君」—「県令」・「守令」—「吏胥」—「民」の序列の中、「県令」・「守令」、即ち勘定奉行や代官のような役人を指す。「人君」と「県令」は、「斯民」にとっての「父母」たる存在として、しばしばその位置づけが重なる場合もあるが、要は、「上」から「下」への「愛」が中間者によつて妨害されることなく伝わるようにする所にあつた。ここで敬字は、妨害者の最たる存在として「吏胥」を挙げ、彼らによるあらゆる「姦」

を指摘しているものの、本当の矛先は、「民」の実情に疎く、もつぱら「吏胥」に頼らざるを得ない「上」に向けられていた。当時の「上」の問題は、「民」の生活に直接下つて行き、共に交わり、その業を共にした禹王と文王の故事における「上」の例に鑑みた時、一段と鮮明になる。禹は宮室を卑くして力を溝洫に尽し、文王は服を卑くして、康功と田功に即す。夫れ天子の尊を以て、而して下りて細民に廁はり、九重の深きに安んぜずして、

而して田舖の功に即き、車騎の衆を従へずして、溝洫の間に行く。是の時に方り、豈に虎豹の吏胥なる者有るを見んや。<sup>30</sup>（「論親民之官宜得其人」『敬字文集』卷之二、一八〇—一九丁オ）

そして、こうした「親民の官」を養成することこそが昌平黌における教育の目指すべきゴールであつた。

儒者の「実事」に対処する能力を重視する観点から、敬字は『韓非子』の中にも評価すべき側面があることを認め、そうした側面を無視し蔑む「世の儒者」を批判した。彼自身、かつて『韓非書』に接した時、焚書坑儒の李斯と共に荀子の下で学んだ韓非を批判的に見る儒家の伝統から離れたなかつたと言う。しかし、諸葛孔明が「後主」劉禅に『韓非子』のような「卑辱なる者」を勧めた理由を疑問に思つたことをきっかけに、『韓非子』について考察を深めるこ

とになる。その結果、「韓非の言、未だ必ずしも取る可き無きにあらずして、孔明の後主に勧むる者、果して過ち為らざるを知」<sup>31</sup>るという結論に達した。

世の儒者、富強を言ふを諱み、以て聖人の道はざる所と為す。而して嚴刑峻法を以てすれば、民心を失ふと為す。殊に知らず、民は衣食に頼りて以て生を為し、而して国は甲兵に倚りて以て備と為す、衣食足らざれば則ち貧し、甲兵足らざれば則ち弱し、貧弱以て国を立つ可らざること。<sup>32</sup>（『韓非論』『敬宇文集』卷之二、三丁ウ）

「天下の患」の中で、「虚文に驚せ、而して実行を務め」ないことより大きいものはないとする敬宇の見る所、「富強」や「嚴刑峻法」の口にするこすら忌む「世の儒者」は、「聖人」の真意を解していなかつた。『書經』呂刑にある「刑罰世に軽く世に重し」と、『春秋左氏伝』の「政寬なれば則ち民慢り、猛なれば則ち民残なり」を引く敬宇は、「刑政」とは、その時と場合によつて可変的に運用するものであることを説く。

確かに韓非の言には、「過刻」なものがあると、彼も認めていた。否、それ以上に、「申韓の道」の「毒」と「弊」は、「民心」を塞ぎ、「家国」の禍となるだろう。「万世」に亘つて「無弊」なる「吾聖人之大中至正之道」である

「吾儒の道」と、名ばかりの他の「道」を比べるわけにはいかない。<sup>33</sup>「道の名多きと雖も、而ども其の真は則ち一なり」と信じた敬宇にとって、韓非の思想は決して「眞なり」<sup>34</sup>と信じた敬宇にとって、韓非の思想は決して「眞たり得ないものであつた。ただ、その上で彼は、「名に循ひて実を責め、言に拠りて行ひを察」する側面を有した韓非の教えに、「時を救ふの薬石」<sup>35</sup>たり得る部分があると評価したのである。

先行研究において、「韓非論」は、敬宇の「折衷」的な学問傾向を示す代表例としてしばしば取り上げられてきた。その延長線上で、あるいは韓非子を「なかなか高く評価していた」とされる場合もあつた。しかし、「嗚呼、世の学者、慎みて邦の蠹為りて、韓非の姫笑する所為らんこと勿れ」<sup>36</sup>という忠告で終わる本論策の主眼は、あくまで「儒者」の在るべき在り方を想起させる所にある。したがつて、本論策を敬宇の「折衷的」な学問傾向を示す史料として捉えるよりは、あくまで徹底した儒者としての義務を論じたものとして理解した方が適切であろう。

### ③ 「時勢之変」と「洋学」

すでに「振学政策」や「留学奉願候存寄書付」で見たように、敬宇は、「天地人に通じることこそが「儒者」」<sup>37</sup>「学者」の「分内」であるとし、その洋学学習の必要性を

説いた。同時に、洋学を学ぶことは、「時を識る」という「学者」の本分の実践を意味した。

抑も学者は時を識るを以て要と為す。(中略)古今代謝は已む可からざるの勢なり。而して綱常倫理に至れば、則ち未だ嘗て少しも変ぜず。其の持む可らざる者は、時勢の変なり。其の持む可き者は、民彝の不变なり。  
(中略)今時の、既に古の時と異なるに、今の政、独り古の政と同じくす可けんや。唯だ心を綱常倫理に留れば、則ち恃む可きもの存する有り。彼の長を取り、我が短を補ふ、何ぞ妨げん。我が制を变へ、時宜に従ふ、奚ぞ嫌はん。近歳外夷の来る者数数あり。其の情実測る可らざるなり。彼の情に洞せんと欲すれば、彼の文字に通ず可らず。此れ實に今日の急務為るも、亦た其の時勢の已む可らざる者ならんや。(『穆理宋韻府鈔叙』  
『敬宇文集』卷之五、一丁オ)

不変の価値基準・道徳である「民彝」＝「綱常倫理」に根差して、常に変わることの「時勢」を的確に把握し、各々の事柄に最も適切な対応を行うこと、これが敬宇の言う所の「時を識る「学者」の姿であった。「心」を「綱常倫理」に「留めつつ、「外夷」の出現という「時勢」に応じて「彼の文字」を習うことが、「学者」の取るべき正しい対処法である、と敬宇は確信した。「宇宙の勢」は「外国」との  
外交にあり、その中で、洋学の学習は最たる「急務」だったのである。

安政年間当時の多くのいわゆる開明的な学者がそうであつたように、敬宇の言う「洋学」も、いまだ「形而上学」を含まない、主に技術の領域に留まるものであつた。彼が、「洋学論」と題する論策で「洋学」の学習を主張した時、それは「天文」「地理」「算數」「器械」「航海」「医術」——「洋夷の長技」——の学習を意味した。そもそもこれららの技術自体、必ずしも「其の邦人の創むる所」ではなく、「彼の長技も亦た他邦の長技」に学んだものであると指摘した敬宇は、「醜夷」も為し得たことなら、当然「皇邦」にもできるはずではないか、と問う。<sup>38)</sup>何よりも、『論語』や『書經』『詩經』に現れた「聖賢君子」の「技芸」に対する実用的な態度、あるいは「剣刃極點」の「刑」や「婦人小夫」の「詠」までをも取り入れた「大公無我」な包容性に鑑みれば、同じ人間である「洋夷」の「長ずる所」をあえて拒絶する理由は皆無だった。

「綱常倫理」を守りさえすれば、「洋学」を学ぼうと「醜夷」に流されることはないと確信する敬宇の態度は、例えば、当時、「大儒」と呼ばれていた大橋訥庵(一八一六・一八六二)のそれとは大きく異なる。訥庵は、西洋の「道」と「芸」、いずれの受容をも認めなかつた。そもそも「技

芸」は、西洋における「道」である「基督教」に根差しているため、「技芸」のみを受け入れようとしても、いつの間にかその「道」までを受け入れざるを得なくなり、やがてそれに圧倒されると考えたからである。<sup>(40)</sup> 自らを「儒生」と称する人物でも、洋学を「研鑽」し、それに「通曉」する中に、自然と「識見心術」まで変わると憂慮した訥庵は、「儒生」の洋学学習に強く反対した。<sup>(41)</sup> 一見、小さな「芸」に過ぎないようと思われても、「五典」を根本とする既存の秩序に一旦亀裂が走れば、必然的に秩序全体の崩壊に至る、と訥庵は恐れていた。それ故に、彼は、洋学を徹底的に排撃すべき対象であるとし、天皇を中心にして正しく「五典」＝「五倫」の秩序を作り直すことこそを、最優先の課題としたのである。

「五倫」の実践如何こそが、人と禽獸との違いを決定する本質的な要因であるという命題自体は訥庵と敬宇を含め、儒者共通の了解であった。ただ、訥庵の見た西洋は、「五典」に匹敵する教えどころか、「邪妄」の至りであるキリスト教によつて治められている、「倫理素レテ道ヲ知ラ」ない「戎狄夷蛮」であり、その洋学の導入によつて「五典」の「礼」が崩壊するのは必然であった。では、敬宇の見方はどうだつたのか。

天地の覆載する所、人物の蕃生する所、邦各の俗有り、

民各の風成り、百爾の制度、同じからざる者有り。而ども父子君臣夫婦昆弟朋友の倫に至れば、則ち未だ嘗て同じからざるあらざる也。（中略）要して之を論ずるに、万不同の中に、大いに同じき者存する有り。嗚呼、余是に於てか益ます聖人の言の吾を欺かざるを信ずるなり。曰く、天叙天秩。曰く、民の彝を秉る。曰く、恒性有るに若ふ。曰く、天下の達道。一にして足らず。宇宙の際、或は君臣を無みし、父子を無みするの国有れば、則ち是れ聖人の言、独り中華一邦のみに準ずべくして、万方に準ず可らざるなり。而して今万方皆な然り。是れ愈よ以て道の大なるを見はすとすべし。

（穆理宋韻府鈔叙）〔敬宇文集〕卷之五、一丁オ、一丁ウ）

敬宇の見る所、「萬國」の「俗」や「風」、「語音」や「文字」などの各々異なる「万不同」の中に、「大いに同じき者」は確実にあつた。それは「父子君臣夫婦昆弟朋友の倫」、すなわち「五倫」であり、「五倫」は「万方」において同じく遵守されていた。彼は、「君臣」や「父子」の關係が、「中華」以外の「万方」においても重んじられていることから、「聖人の言」に間違いは無かつた、と「道」の普遍妥当性を確信する。敬宇と訥庵は二人共、「五倫」の教えに基づいていたとは言え、その発現の在り方に關する解釈においては分岐したのである。

訥庵と違い、「五倫」が普遍的に重んじられていると見  
た敬宇は、キリスト教に対しても異なる態度を示した。そ

もそも敬宇のイギリス留学以前の史料には、キリスト教に  
ついて詳しく論じたものは見当たらない。キリスト教に言  
及する際にも、訥庵のような激しい拒絶反応を示していない。  
彼は、キリスト教が「歐洲」固有の教えではなく、「如徳  
唯」から流入されたという歴史性を理解していた。つまり、  
西洋社会が拠り所にしている教理が、固有の歴史的な文脈  
を持つものである事実を見極めた上で、教え自体に対する  
価値判断は留保したのである。しかも、もし「洋人」と  
「航海互市」することによつて「民」が「潛かに異教を奉  
ず」るようになるととも、「天下の事、利害相ひ因ること、  
と、固より其の常理」なのであって、多少の「害」は甘受  
せねばならない、とまで彼は言い切つている。

周知の通り、弘化・嘉永年間（一八四五～一八五三）より、  
会沢正志斎の『新論』（文政八（一八二五年）と藤田東湖の  
『弘道館記述義』（弘化三（一八四六年）に代表されるいわゆ  
る後期水戸学（以下では、水戸学）の影響力は全国的な広が  
りを見せていった。その背景には、第一次アヘン戦争にお  
ける清の敗北の知らせが与えた衝撃と、日本近海に出没し  
続ける外国船の存在が、知識人や政治家らに与えた危機感  
があつた。

そのような所、昌平黌においては、書生寮のみが水戸学  
の思想に積極的な反応を示していたようである。書生寮は、  
昌平黌の中でも、諸国から集まつた藩士や浪人で構成され  
ており、その構成員に「暴れ者」が多く、「師匠無し」に  
近い運営状態であったと言われる。「学規」によつて政局  
を論じることが制約された寄宿寮生や教授方とは違ひ、書  
生寮の生徒らは、監視の目を意識すること無く、政局問題  
について活発な議論を行うことが可能だつたのであつた。  
例えれば、嘉永元年から安政元年まで書生寮に在籍した重  
野成齋（一八二七～一九一〇）は、明治三十（一八九七）年に  
行われた講演の中で、「水戸学から鼓舞され」た結果とし  
だと考へたのである。

#### 4 「国体」の意味

て「外寮〔書生寮〕の方は却つて日本の事を主にするやうになり、「内寮〔寄宿寮〕は支那のことを主に研究」したと、当時の様子を語っている。事をあまりに極端化した把握とはいえ、書生寮で水戸学の議論が盛んだったのは間違いないだろう。そして成齋及び書生寮の生徒とも懇意であつた敬宇が、そこにおける水戸学の議論を知らなかつたはずはない。安政年間の論説である「審國体」<sup>(45)</sup>の背景には、こうした昌平寮内の水戸学の議論があつたと考えられる。

この論説は、當時、広く通用していた水戸学のキーワードの一つである「国体」の語を、敬宇流に解釈し直したものである。元来、水戸学的な文脈での「国体」は、天孫降臨以降、連綿と続く「皇統」を「国体」の持続であるとし、世界に対する日本の優越性の根拠として用いられていた。敬宇が本論説を執筆した動機は、まさにこうした「国体」の理解及びその主唱者に対する反撥にあつた。

敬宇は、対外政策をめぐる当時の諸議論を突き詰めれば、主戦論と講和論、この「両説」に落ち着くと、分析していく。いずれの説も「古今の変、彼我の勢ひを察」し得ない、「国体を審らかにせざるの過ち」なのであつた。では、彼が言う「国体」とは何か。

国体とは何ぞや、理直の謂ひなり。内を治むる者理直なれば、則ち域内の民、服従せざる莫し。外を治むる

者理直なれば、則ち域外の國、敢て干犯する莫し。賢才を官にし、姦慝を詰り、賞罰を明かにし、事功を急にするは、内を治むる所以なり。情素を披き、誠欵を納れ、言辞を明かにし、凶邪を折き、守備を嚴にし、暴君を禦ぐは、外を治むる所以なり。此くの如くんば則ち理直なり。理直なれば則ち名正しく言順にして、以て神に事ふ可く、以て民を治む可し。是れ之を国体と謂ふ。(「審國体」『敬宇文集』卷之三、一丁オ一丁ウ)

「国体」＝「理直」＝「名正言順」の関係なのである。「理直」とは、「治内」と「治外」の内容が、全て理に適つてゐる「名正言順」なる状態を意味した。そして、その具体的な中身は、これまで見てきた論策における提言と重なる。詰まる所、敬宇の言う「国体」とは、儒学的な「理」に適つた内政と外政が実現された国の状態であつた。したがつて彼は、「皇統」の連續自体が日本の優越性の根拠となるような「国体」論を真っ向から否定した。

世の国体を論ずる者、特に曰く、我是神州なり、彼は夷狄なり、古を変じ款を通じるは、国体を失はんと為るなり、と。夫れ理の在る所、國之れが為めに強なり。奚ぞ華夷を挾ばん。奚ぞ小大を問はん。今理道に軌りて、以て内外を治むるを知らずして、徒に夷夏を以て言を為す。吾れ未だ其の果して能く以て勝を制する可

きを見ざるなり。（『審国体』『敬宇文集』卷之三、二二二ウ）

「外洋諸蕃」の来航によつて触発された諸状況に「理直」に対応することこそが必要である。むやみに相手を「夷狄」視し、時勢を読まずに「古」に執着する姿は、敬宇が一貫して批判した対象の特徴を凝縮したかのようなものであつた。

敬宇は、「外洋諸蕃」の登場がもたらした危機の中、外敵に侮られない「強」い「國」を目指すべき必要性を唱えた。ただし、彼の言う「強」い「國」の内容は、軍事的な強国を意味しない。むろん、外敵から自らを守るほどの軍備は必要であるが、それは外面、あるいは「強」の一側面に過ぎないのである。敬宇によれば、「理の在る所」、また「理道」に則した「内外」の「治」が実現された国こそが「強」なのであつた。<sup>47</sup> 彼は、決して国の優劣を論じない。「強」であるかどうかの基準は、ただ「理道」に適つた政治が行われているかどうか、という所にあつた。したがつて、「華夷」や「大小」の基準を設定し、それに則つて優劣を論じることは無意味であり、危機を目前にして無意味かつ無益な嘗みは、害悪でしかないのであつた。

以上の観点から見て、豊臣秀吉の「朝鮮の役」や、イギリスの「侵清」のような戦は、「非正名」「非理」の動機によって始まつた「師」であつた。にも拘わらず、「豊公」

も「英夷」も、「克く成功」し、「大捷を獲」る結果となつた。そこで、これは「理直」と国家の「強」さの因果関係が、やはり成立しないことを証明する事例ではなかろうかと疑問を抱く人がいるかも知れない。しかし、これらの事例における問題は、「豊公」や「英夷」にあるのではなく、朝鮮と清の「道に軌」らなかつた「内治」運営にあると敬宇は断言する。

要するに、敬宇にとつて「国体」とは、「理」に適つた「内治」が全うされた国の状態を意味したのである。当然、これは日本ばかりに適用されるわけではなく、全世界に妥当するはずの普遍の「国体」論であった。彼が、「洋学」を認め、キリスト教をも特に敵視しなかつたのは、まさにこの「国体」論的な世界認識に起因する。敬宇の論理によれば、幕末の現在、西洋国家の「強」さは、それぞれの国における「内治」が順調である証である。そして、「内治」が安定したほとんどの西欧社会の根底には、キリスト教の教理があり、それによつて各社会は支えられていた。教理の形態が異なるとは言え、「内治」が整つてゐることから、本質的にはやはり「道」に則つた状態なのであり、その事実こそが重要である。<sup>48</sup> それ故に、「皇統」を根拠に日本の優位を主張し、「華夷」「大小」の基準で国同士の優劣判定を下すのは彼にとって意味を為さなかつた。

維新以前の中村敬宇の思想は、儒学の教えを根本に据え、公儀直轄の教育機関で「学者」という自らの徳川社会における職分を全うするという形で展開した。一見、極めて單

純かつ当然な事実である。しかし從来、明治「啓蒙」思想の代表的な人物として語られてきた所、この単純な事実の具体的な内容とその論理が見え難くなつていたようと思われる。そこで本稿は、昌平黌時代の敬宇の論策を中心的に、彼の問題関心及びそれに対する答えを浮き彫りにしてきた。これによつて、徳川公儀による「太平」の世から幕府崩壊までの劇的な変化の時代を、江戸の公儀直轄の学問所で生きた儒学者の目を通して見直し、徳川末期の日本において儒学がいかに作動していたか、その思想状況の一端をも解明できたよう思われる。

ひいて、敬宇の前半生のアイデンティティを規定した昌平黌の儒者の側面を詳細に分析することは、彼の明治期の思想的展開を知る上でも重要な役割を果たす。例えば、イギリス留学の経験やキリスト教との接点のみに光を当てては、S. Smiles の *Self-Help* (1859) や J. S. Mill の *On Liberty* (1859) に接した敬宇が、なぜあれほどの親和感を抱き、そ

の翻訳に取り組んだのか、という問題について十分説明できない。彼の維新以前の思想的な嘗為に十分目を配りつつ、その延長線上で明治期を捉え直した時、はじめて思想の全貌が見えてくるだろう。これについては稿を改めて論じることにする。

#### 凡例

一、本稿で扱つた敬宇の著述史料の引用は、『敬宇文稿』全四巻（自筆本、静嘉堂文庫所蔵）と、『敬宇文集』全六冊十六巻（吉川弘文館、一九〇三年）に拠る。なお、『敬宇文稿』には頁数が付されていないため、巻数と論説の題目のみを記す。

一、本文における漢文の引用は、筆者による読み下し文である。紙幅の関係で、原文を省略した点に付き、了承を願う。

#### 注

- (1) 例えば、松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』（岩波書店、一九九三年。初出『日本における西欧政治思想年報政治学』一九七六年）、萩原隆『中村敬宇研究—明治啓蒙思想と理想主義—』（早稲田大学出版会、一九九〇年）などを挙げられる。
- (2) 前掲注(1)『近代日本の形成と西洋経験』一二三四頁。
- (3) 幕末の昌平黌周辺の改革については、主に倉沢剛『幕

末教育史の研究——直轄学校政策——』（吉川弘文館、一九八三年）を参照。

(4) 「國之彊弱何由哉、為土地有小大歟、為士卒有多寡歟、抑為器械有利鈍歟、蓄積有虛實歟、愚以為皆非也。然則何由、人材之盛衰為之也」（『論學弊疏』『敬字文集』卷之一、一頁）。

(5) 「振学政策」（『敬字文稿』卷一所収）。

(6) 六つの「則」は、次の通りである。「一曰科舉之法宜變」「二曰洋學之禁宜除」「三曰增加生徒員」「四曰建置講武所」「五曰嚴課生徒」「六曰明行賞罰」（同前）。

(7) 眞壁仁『徳川後期の學問と政治——昌平坂学問所儒者と幕末外交変容』（名古屋大学出版会、二〇〇七年、一二四頁）。

(8) 「嗚呼是有深意矣、夫國於兩間者林々総々、若使平日置外國形勢於度外、漠然不講、則一旦暴有外夷衝突之变、則奚以措置得宜哉。是故馬史以下詳記外蕃事者、將以備一旦之變也」（『振学政策』『敬字文稿』卷二）。

(9) 「当今洋夷陸梁、數窺我邊、其心未可測知、任天下之責者、宜須於彼形勢洞如視日、則勿卒之時庶不失處置之宜」（同前）。

(10) 「留学奉願候存寄書付」（『明治啓蒙思想集』明治文学全集3、筑摩書房、一九六七年、二七九頁）。なお、「通天地人謂之儒」の典故は、楊雄の『法言』（二程全書）卷十

九）「通天地人謂之儒、通天地而不通人曰伎」。

(11) 「故有志於学者、當讀閔洛書以端其本、參之史書以達其變、參之洋書以廣其用、則明体適用之真才可出矣、刻舟守株之陋習可改矣」（前掲注(5)）。

(12) 敬字は、昌平齋の生徒らに読ませるべき「洋書」のジャカルとして、一部の「外国列伝」を挙げている（「蓋洋書可當一部外国列伝説」）。

(13) 例えば、文久三（一八六三）年の寄宿寮の規則には、「横文字書籍取扱不相成候事」という項目がまだ存在した。また、明治期の敬字の回顧によると、「昌平齋に寄宿せし後も、蘭学の研究は毫も偷らず、人無き時を窺ひて、竊かに之を続けたり（中略）即公然繙くべきに非れば、故らに机上の見台に漢籍を被き、其抽斗の内に蘭書を入れ、人の來たらぬ間のみを窺いて之を読みしが、後には人の怪む所となり、屢々詰問を受くるに至りし」と言っていた（石井研堂『自助的人物之典型 中村正直伝』成功雑誌社、一九〇七年、三一頁）。

(14) 敬字の人材論と関連して、幕末の人材登用問題と学問の関係については、松田宏一郎『江戸の知識から明治の政治へ』の「第一部統治エリート觀における伝統と近代」（ペリカン社、二〇〇八年）が示唆に富む。

(15) 「孔子撰相事曰、臣聞有文事者必有武備、有武事者必有文備」（『史記』「孔子世家」第十七）。

(16) 「文武帰一途、儒知戰陣、將知仁義」（前掲注(4)）「論學弊疏」四丁オ。

学弊疏

四丁オ。

性的な財政赤字は痼疾であった。「治國平天下」を目標とする儒学の教えにより、多くの儒者はこの問題の解決に取り組んだ。そして、海保青陵（一七五五～一八一七）のよ

(17) 「論試場宜設孫吳一科」（『敬宇文集』卷之三、八丁ウ～一〇丁オ）。

(18) 同時に、敬宇は、無暗に「古」を慕うことを強く警戒していた。また、同じく安政年間の論説と推定される「天下無事庸人自擾論」（『敬宇文集』卷之二、一〇丁オ）において、「天下無事」の時にむやみに「天下」を「擾」して「乱」の世に変える人物を「庸人」と言い、その特徴の一つとして「迂闊に古を師とし、適時を知らず、不急事ををして、以て世人を瞀亂する者」を挙げている。

(19) 「今之武人、率不知廉恥礼譲為何物、而儒者乃藐視武事、以為非我所宜知。於是又与武分為二途、而士氣之頽廢、愈不可救矣」（前掲注(4)「論學弊疏」三丁ウ）。

(20) 德川日本における社会的・政治的背景と儒学の理想との関係についての研究書として、黒住真『近世日本社会と儒教』（ペリカン社、二〇〇三年）および渡辺浩『近世日本社会と宋学』（東京大学出版会、一九八五年）を挙げられる。

(21) 「論練兵」（『敬宇文集』卷之二、一六丁オ～一七丁ウ）。

(22) 「論理財下」（『敬宇文集』卷之二、一三丁ウ～一四丁ウ）。

(23) 周知のように、徳川日本において、公儀や大名家の慢

(24) 「論北地事宜」（『敬宇文集』卷之三、七丁オ～八丁ウ）。

論北地事宜

七丁オ。

(25) 「古者三代之時、自王畿至於諸侯之国、莫不有学、其制甚備、其設甚広、人心既正、而風俗自淳、教化既洽、而材俊自出、是其後世之所以不及也。今之議者、非不知此、多設博士、增置生徒、学校之盛、百倍曩時、然士務虛文、而疎實用、其能通當世之務者、百不一二有焉。（中略）今也学校雖設、而風俗不淳、生徒雖多、而才俊不出、若此則學校將何用哉。徒為粉飾太平之具而已」（前掲注(4)「論學弊疏」二丁オ）。

論學弊疏

二丁オ。

(26) 「今所謂学者、徒疲思憊精於文字章句之末節、而不復顧其實用如何。高談性命、肆說仁義、細析毫芒、而至於錢穀財賦之事、茫然罔曉也。曰彼非吾事也、亦不恥其不知」（前掲注(4)「論學弊疏」一丁ウ）。

(27) 「蓋吏乃師也。非有德行道云者、不能為吏、其為吏者、必其足為人師者也。及至後世、治教分而儒吏判、掌錢穀刑獄之事者、名之曰吏、掌学校教授之任者、名之曰儒、吏目

為吏、儒自為儒、二者不相謀、而互相警。〔引用者注〕判  
讀不能為吏者、不知先王之治道、而專以法令從事、為儒  
者、不知經世之務、而專以浮文為務。故學校之盛衰、不閼  
於治化之隆替」（同前、一二丁ウ～二丁オ）。

〔28〕「論親民之官宜得其人」（『敬宇文集』卷之二、一七丁  
ウ～一九丁オ）。

〔29〕「吾邦今世之民、幸遇休明之日、宜其涵濡德澤、歌舞  
太平、而生產日蹙、窮苦日甚者、無他、親民之官或不得其  
人、而重胥之姦、实有未剔者也」（同前、一八丁オ）。

〔30〕「禹卑宮室、而斥於溝洫」は『論語』泰伯篇、「文王卑  
服、即康功田功」は『書經』周書、無逸篇を典故とする。  
〔31〕「獨怪諸葛孔明勸後主諱韓非書、以彼其才、乃以此卑  
卑者、効其主、何哉。及後博參經伝子史、然後知韓非之言、  
未必無可取、而孔明之勸後主者、果不為過也」（前掲注  
〔29〕「論親民之官宜得其人」三丁ウ）。

〔32〕「典故は、政寬則民慢、慢則糾之以猛、猛則民殘」

（『春秋左氏傳』昭公二十年）。

〔33〕「他如管商之以功利為務、申韓之以刑名為術、其流毒  
積弊、至於錮民心、禍家國、則余吾聖人大中至正之道、亘  
万世而無弊者、又豈可同日而語哉」（『廣原道』『敬宇文集』  
卷之十四、九丁オ）。

〔34〕「夫道之名雖多、而其真則一、猶帝王之号、天下一帝、  
宇宙一王、苟有二焉、非僭則竊也」（同前、八丁オ）。

〔35〕「然循名責實、拋言察行、方紀綱廢弛之日、而用其可

取者、亦未嘗不為救時之藥石也、烏附之用」（『韓非論』  
『敬宇文集』卷之二、四丁オ）。

〔36〕荻原隆『中村敬宇研究－明治啓蒙思想と理想主義－』  
（早稻田大学出版部、一九九〇年、一二四頁）。

〔37〕「嗚呼、世之学者、慎勿為邦之蠹、而為韓非所嫋笑哉」  
（同前、四丁ウ～五丁オ）。

〔38〕「蓋余察宇宙之勢、不得不與外國通」（『論遣人於外國  
使審其情形』『敬宇文集』卷之三、一〇丁ウ）。

〔39〕「且洋夷之長技、亦非必皆其邦人之所創也。如天文学多  
得之於阨日多者、而彼所崇奉天主教者、亦起于如德亞、而  
非始于歐洲也。（中略）是知彼之長技亦學于他邦之長技者、  
然彼既已學而得之矣、則要不可謂非彼之長技、嗟彼醜夷也。  
尚知收人長以為已長、況在皇邦願可不如彼之所為乎」（『洋  
學論』『敬宇文稿』卷二）。

〔40〕大橋訥庵『總論』（『闢邪小言』卷一、安政四年刊。  
『大橋訥庵先生全集』上卷、至文堂、一九三八年、四五頁）。

〔41〕同前、一七八頁。

〔42〕文久元年に書かれた「政權恢復策」の内容がまさにそ  
うである（『幕末政治論』日本思想大系56、岩波書店、一  
九七六年、一八八～二〇五頁）。

〔43〕「或者云、航海非不善也、能保人民不逃罪入海乎、能  
保其不竊通外洋乎、能保其不潛奉異教乎、余謂天下之事、

利害相因、固其常理、食而噎焉、不可因噎而废食也、行而跌焉、不可因跌而废行也」（『変国制』『敬字文集』卷之三、四丁オ）。

(44) 書生寮と寄宿寮の間柄については、「男爵関義臣君昌平坂学問所在学私記 元治元年」（江戸旧事采訪会編・大久保利謙編輯『江戸』第二巻（幕政編（二））、立体社、一九八〇年。及び『旧事詰問録 下』岩波文庫、一九八六年）などが詳しい。

(45) 「二三徳川幕府昌平黌の教育に就て（明治三十年二月四日東京専門学校科外講義 同年四月早稲田学報第弐号所載）」「一四再び徳川幕府昌平黌の教育に就て（明治三十年五月早稲田学報第参考所載）」（『重野博士史学論文集』上巻、雄山閣、一九三八年、三八一頁、三八六～三八七頁）。

(46) 「審国体」（『敬字文集』卷之三、一二丁オ～一二丁ウ）。

(47) 「夫理之所在、國為之強」（同前、一二丁オ）。

(48) この論理は一見、強国による弱小国への侵略を正当化しているように映るかも知れないが、敬字は、すでに「内」と「外」、いずれの「治」においても「理直」であるべきを説いている。「外を治むるもの理直なれば、則ち域外の國、敢て干犯する莫し」という所から、自らの「理直」の実践如何によつて、相手・対象の態度も変わるといふ論理である。したがつて、この論理に立脚して、「豊公」

と「英夷」が起こした戦を評価した時、それらもやはり「非正名」と「非理」の戦として、「理道」に悖る批判の対象でしかないのである。

（東京大学大学院）